

青森県報

第三千七百七十七号

平成二十一年
十二月二十一日
(月曜日)

目次

告 示

青少年の健全な育成を阻害するおそれがあると認められる
図書類の指定……………(青少年男女共同・参画) 課 一

基本測量の実施……………(監理) 課 一

公 告

建設業者の許可の取消し……………(中) 南地 局 二

右 同……………(三) 八地 局 二

出先機関……………(下) 北地 局 二

道路の位置の指定……………(県) 民 局 二

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の
数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超え
る数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じ
て得た数とを合算して得た数)……………(事 務 局) 三

公安委員会

銃砲刀剣類所持等取締法の規定による医師の指定……………(生活環境課) 三

告 示

青森県告示第八百六号

青森県青少年健全育成条例(昭和五十四年十二月青森県条例第三十四号)第十二条
第一項各号に該当する図書類を次のとおり指定する。

平成二十一年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

| 指定 番号 | 種 別 | 名 称 | 発行者(製 作者) 名 | 該 当 条 項 |
|----------|-----|-------------------|----------------|--------------------------------------|
| 二九四 | 書籍 | 月刊裏モノJAPAN 一月号 | 鉄人社 | 青森県青少年 健全育成条例 第十二条第一 項第一号該当 |
| 二九五 | | ナックルズEX 一月号 | ミリオン出版 | |
| 二九六 | | 黄金のGT 一月号 | 晋遊舎 | |
| 二九七 | | 絶対恋愛Sweet 十二月号 | 笠倉出版社 | |

青森県告示第八百七号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法
(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十一年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 作業種類
- 基本測量(精密地形調査)
- 二 作業期間

平成二十一年十二月一日から平成二十三年三月三十一日まで

三 作業地域

青森市
五所川原市
東津軽郡平内町、蓬田村、外ヶ浜町
北津軽郡中泊町
上北郡野辺地町、七戸町

公 告

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社日善電気
- 二 代表者の氏名 相馬 善則
- 三 主たる営業所の所在地 弘前市大字藤野一丁目七の六
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 二一）第一一四四六号
- 五 取消年月日 平成二十一年十一月十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年十月二十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり

建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成二十一年十二月二十一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 タクミホーム株式会社
- 二 代表者の氏名 木村 昌義
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市城下二丁目二の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（特 一七）第一五一七二号
- 五 取消年月日 平成二十一年十一月十七日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業に係る特定建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
平成二十一年十月三十一日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

出 先 機 関

下北地域県民局告示第六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、青森県建築基準法施行細則（昭和三十六年二月青森県規則第二十号）第十七条の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部建築住宅課、下北地域県民局地域整備部及びむつ市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十一日

下北地域県民局長 原 口 健 二

| 位 置 | 延 長 | 幅 員 | 指定年月日 |
|--------------------|-----------|----------|-------------|
| むつ市横迎町二丁目三四 三の一 | 八七・〇七メートル | 六・〇五メートル | 平成 三・三・二 |

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第八十七号

平成二十一年十二月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十一日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 二二、二九九 人
 - 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数） 二六〇、八三三 人
 - 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六十分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
- 東津軽郡選挙区 八、一〇四 人

| | |
|----------|----------|
| 西津軽郡選挙区 | 六、五一四 人 |
| 南津軽郡選挙区 | 六、八七〇 人 |
| 北津軽郡選挙区 | 八、三八五 人 |
| 上北郡選挙区 | 二八、九一五 人 |
| 三戸郡選挙区 | 二一、七五四 人 |
| 青森市選挙区 | 八四、〇三九 人 |
| 弘前市選挙区 | 五一、一九二 人 |
| 八戸市選挙区 | 六五、八二三 人 |
| 黒石市選挙区 | 一〇、二七五 人 |
| 五所川原市選挙区 | 二〇、八五四 人 |
| 十和田市選挙区 | 一八、〇七五 人 |
| 三沢市選挙区 | 一一、一五五 人 |
| むつ市選挙区 | 二二、八四九 人 |
| つがる市選挙区 | 一〇、六〇二 人 |
| 平川市選挙区 | 一一、九一一 人 |

公安委員会

青森県公安委員会告示第百三十一号

銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定による医師の指定に関する規則（平成二十一年五月青森県公安委員会規則第九号）第一条第一項の規定に基づき次の医師を指定したので、同規則第二条の規定により告示する。

平成二十一年十二月二十一日

青森県公安委員会委員長 阿 保 耀 子

- 一 指定した医師の氏名、その者が勤務する病院等の名称及び所在地並びに診断の対象者

| | | | |
|-------|--------|---------|--------|
| 医師の氏名 | 病院等の名称 | 病院等の所在地 | 診断の対象者 |
|-------|--------|---------|--------|

二 指定年月日
平成二十一年十二月四日

| | |
|--|---------------------------------------|
| 秋山 弘之 | 東海林 幹夫 |
| 東八戸病院 | 弘前大学医学部 附属病院(弘前 大学大学院医学 研究科) |
| 八戸市大字大久 保字西ノ平二五 番地四四〇 | 弘前市大字本町 五三番地 |
| 銃砲刀剣類所持等取締法 第(昭和三十三年法律第八号) 第四条の三第一項に規定す る認可機能検査を受けた者 で、当該機能検査の結果が認 知機能に該当するもの る基準に該当するもの | |

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号 青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町丁目番七
七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一
銭